

いちご一会とちぎ大会 県及び会場地市の業務分担・経費負担基本方針（案）

いちご一会とちぎ大会（リハーサル大会を含む）の開催にあたり、県及び会場地市は、次の基本方針に基づき業務を分担し、経費を負担するものとする。

1 業務分担

(1) 県が担当する業務

いちご一会とちぎ大会の実施に係る業務で会場地市が担当する業務以外のもの。

(2) 会場地市が担当する業務

- ① 競技会（陸上競技を除く）の運営に関する業務（職員の動員等）
- ② 会場地市として独自で行う事業に関する業務

(3) 業務分担の主な内容は、別表1のとおりとする。

2 経費負担

(1) 県が負担する経費

いちご一会とちぎ大会の実施に係る経費で会場地市が負担する経費以外のもの。

(2) 会場地市が負担する経費

- ① 競技会の運営に係る人件費等
- ② 会場地市が独自で行う事業に要する経費

(3) 経費負担の主な内容は、別表2のとおりとする。

3 その他

この方針に定めのない事項で必要なものについては、県と会場地市が協議の上、決定する。